

障がい者サービスガイドブック

2026

このガイドブックの内容は、主に2026年4月現在のものです。

障害者総合支援法関連の変更に伴うサービス内容の変更があった際には、
確認でき次第随時反映いたします。

また、墨字印刷のほかに、点字版、音声版、ユニボイス版を作成します。

ご希望の方は、地域福祉部障がい福祉課までお申し出ください。

町田市立中央図書館でも閲覧できます。

町田市



障がい者サービスガイドブック
ホームページはこちらから

2026/5/1

【掲載内容】

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1 相談窓口 | 11 文化・レクリエーション |
| 2 障害者手帳 | 12 交通に関する制度 |
| 3 障害福祉サービス・障害児通所支援 | 13 保育・教育 |
| 4 障がい者の年金制度 | 14 就職支援 |
| 5 障がい者の手当制度 | 15 選挙に関する制度 |
| 6 医療費助成等 | 16 ボランティア・講習会 |
| 7 各種割引・助成制度 | 17 防災対策 |
| 8 税等の優遇制度・資金の貸付 | 18 講座・訓練等 |
| 9 日常生活援助 | 19 町田市内障害者施設一覧 |
| 10 住宅の優遇制度 | 20 身体障害者障害程度等級表 |

この冊子は、2000部作成し、1部あたりの単価は800円です（職員人件費を含みます）。

町田市障がい者支援センターのご案内

障がい者支援センターでは、障がいに関する相談や手続きを行うことができます。お気軽にお問い合わせください。詳しくは、「障がい者支援センター（→P.12）」をご覧ください。

開所日 月曜日～金曜日
(土日祝休・12/29～1/3を除く)
開所時間 8:30～17:00

障がい者支援センターでできる手続きの例

- ホームヘルパーの利用、福祉施設への通所など障害福祉サービスの相談、福祉用具の申請

※難病申請、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請、自立支援医療（精神通院医療費助成）の申請は障がい福祉課です。

堺地域障がい者支援センター

電話：042-794-8790
FAX：042-798-2290
所在地：〒194-0212 小山町1234-1

担当地域：
相原町、小山町、小山ヶ丘

忠生地域障がい者支援センター

電話：042-794-4851
FAX：042-794-4852
所在地：〒194-0203 函師町1677-1

担当地域：
上小山田町、下小山田町、忠生、小山田桜台、矢部町、常盤町、根岸町、根岸、函師町、山崎町、山崎、木曽町、木曽西、木曽東

鶴川地域障がい者支援センター

電話：042-708-8821
FAX：042-737-0833
所在地：〒195-0053 能ヶ谷3-2-1
鶴川地域コミュニティ1階

担当地域：
小野路町、野津田町、金井、金井町、大蔵町、薬師台、能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴町、広袴、真光寺町、真光寺、鶴川、藤の台3丁目、金井ヶ丘

町田地域障がい者支援センター

電話：042-709-1301
FAX：042-709-1302
所在地：〒194-0013 原町田5-4-3
第2大塚ビル 1階101

担当地域：
原町田、中町、森野、旭町、本町田、南大谷、玉川学園、東玉川学園
藤の台1, 2丁目

南地域障がい者支援センター

電話：042-706-9624
FAX：042-799-2145
所在地：〒194-0015 金森東3-18-16
合掌苑桂寮1階

担当地域：
鶴間、小川、つくし野、南つくし野、金森、金森東、南成瀬、成瀬、成瀬が丘、西成瀬、成瀬台、高ヶ坂、南町田

障がい程度別該当事業一覧表

記号の意味 ○ ほぼ該当
△ 一部該当

この表は、代表的なサービスを記載しており、町田市の障がい福祉サービスを網羅的に記載したものではありません。
 また、該当の事業でも年齢や所得等で制限がございますので、詳しくはお問い合わせ先まで、お問い合わせください。
 下表で※が付いている事業は、○になっていない方でも、総合等級（重複して障がいがある場合に、総合的に等級を判定すること）によっては対象となる場合があります。

事業	障がい種別		障がい程度		障がい者の年金・手当制度										医療費助成								
	手帳	障がいの種別	障がい程度	障がい程度	障害福祉サービス	障害児通所支援	障害基礎年金	障害厚生年金・障害手当金 (厚生年金保険制度)	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	心身障害者福祉手当※	重度心身障害者手当	児童育成手当(障がい手当)	児童育成手当(育成手当)	心身障害者(児)医療費の助成 (マル障)※	自立支援医療(育成医療)	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(精神通院)	難病医療費等の助成	ひとり親家庭等医療費助成	
本文ページ					26	27	32	35	38	38	38	38	38	38	38	38	39	40	40	41	43	47	
身体障害者手帳	視覚障害	1	△	△				○	△	○	△	○			○	○	○	△	△			△	
		2	△	△				△	△	○	△	○			○	○	○	△	△			△	
		3	△	△						○								△	△				
		4	△	△														△	△				
		5	△	△														△	△				
		6	△	△														△	△				
	聴覚・平衡機能障害	2	△	△					△	△	○	△	○		○	○	○	△	△				△
		3	△	△							○							△	△				
		4	△	△														△	△				
		5	△	△														△	△				
		6	△	△														△	△				
		3	△	△							○							△	△				
	音声言語	4	△	△														△	△				
		1	△	△					△	△	○	△	○	△	○	○	○	△	△				△
		2	△	△					△	△	○	△	○	△	○	△	○	△	△				△
		3	△	△							○		△	△				△	△				
		4	△	△							△		△	△				△	△				
		5	△	△									△	△				△	△				
	内部障害	1	△	△					△	△	△	△	○		○	○	○	△	△				△
		2	△	△							△		○		○	○	○	△	△				
		3	△	△													○	△	△				
		4	△	△														△	△				
	愛の手帳	1		△	△				○	△	○	△	○	△	○	○	○						△
		2		△	△				△	△	○	△	○	△	○	○	○						△
3			△	△						○		○		○									
4			△	△						△			△										
精神障害者保健福祉手帳	1		△	△					△							○							
	2		△	△																○			
	3		△	△																○			
難病			△	△				△	△	△	△	△	△	△	△					○			

事業			各種割引・助成制度											税等の優遇制度等											
			NHK受信料の減免	NTT電話番号案内の無料利用	通常はがきの無料配布※	東京都障害者休養ホーム	自動車運転免許取得費助成	自動車改造費の助成	心身障がい者通院交通費の助成	JR旅客運賃の割引	私鉄旅客運賃の割引	都営交通の無料パス	民営バス運賃の割引	航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	所得税の障害者控除	住民税の障害者控除	自動車に関する税金の減免	固定資産税の減額	個人事業税の減免	贈与税非課税・相続税の軽減	少額預金利子所得(マル優)等の非課税			
手帳	障がいの種別	級(度)	53	54	55	56	57	57	58	59	60	61	61	62	63	67	67	68	69	69	70	71			
本文ページ			53	54	55	56	57	57	58	59	60	61	61	62	63	67	67	68	69	69	70	71			
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1	△	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		2	△	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		3	△	○		○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	
		4	△	○		○			○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○	
		5	△	○		○			○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○	○	
		6	△	○		○			○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○	○	○
	機能障害	聴覚・平衡	2	△	△	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			3	△	△		○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○
			4	△	△		○			○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○	○
			5	△			○			○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○
			6	△	△		○			○	○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○	○
			言語	音声	3	△	○		○	△		○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○
	4	△			○		○			○	○	○	○	○	○	△	○	○		○	○	△	○	○	○
	者 手 帳	肢体不自由	1	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			2	△	△	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○
			3	△			○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○
			4	△			○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○
			5	△			○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○
			6	△			○			○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○
		内部障害	1	△		○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			2	△		○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			3	△			○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
			4	△			○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	△	○	○	△	○	○
		愛の手帳	1	△	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2			△	○	○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	△		○		○	△		○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	△	○	○		
4	△		○		○	△		○	○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	△	○	○		
精神障害者 保健福祉手帳	1	△	○		○			○	○	○	○	○	○		○	○	△	○	○	○	○	○	○		
	2	△	○		○			○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	△	○	○		
	3	△	○		○			○	○	○	○	○	○		○	○		○	○	○	△	○	○		
難病															△	△		△	△	△	△	△	△		

事業			日常生活援助																		
			移動支援事業（ガイドヘルプ）	町田市障がい者緊急一時保護事業	在宅重症心身障害児（者）訪問事業	障がい児（者）福祉員制度	救急直接通報システム	ヘルプマーク	補装具	日常生活用具	重度身体障がい者訪問入浴サービス事業※	住宅設備改善	補助犬の給付	日常生活情報点訳等サービス	市のお知らせ（音声版・点字版）	広報東京都（点字版・テープ版・デイジー版）	手話通訳者及び要約筆記者の派遣	コミュニケーション機器の貸出し	社会福祉法人聴力障害者情報文化センター		
手帳	障がいの種別	級（度）	72	75	79	79	80	81	81	82	90	90	91	93	94	94	95	96	97		
本文ページ			72	75	79	79	80	81	81	82	90	90	91	93	94	94	95	96	97		
身 体 障 害 者 手 帳	視覚障害	1		○		△	△	○	○	○			△	○	○	○					
		2		○		△	△	○	○	○				○	○	○					
		3		○		△		○	○	△				○	○	○					
		4		○		△		○	○	△				○	○	○					
		5		○		△		○	○	△				○	○	○					
		6		○		△		○	○	△				○	○	○					
	聴覚・平衡機能障害	2		○		△	△	○	○	○			△					○	○	○	
		3		○		△		○	○	○								○	○	○	
		4		○		△		○	○	○								○	○	○	
		5		○		△		○	○	△								○	○	○	
		6		○		△		○	○	△								○	○	○	
		音声言語	3		○		△		○	○	○										
	4			○		△		○	○	△											
	肢体不自由	1	△	○	△	△	△	○	○	△	○	△	△								
		2		○	△	△	△	○	○	△	○	△	△								
		3		○		△		○	○	△		△									
		4		○		△		○	○	△											
		5		○		△		○	○	△											
		6		○		△		○	○	△											
		内部障害	1		○		△	△	○	○	△		△								
			2		○		△	△	○	○	△		△								
			3		○		△		○	○	△		△								
			4		○		△		○	○	△		△								
	愛の手帳	1		○	○	△	△		○		△										
2			○	○	△	△		○		△											
3			○	○		△		○													
4			○	○		△		○													
精神障害者保健福祉手帳	1	△						○													
	2	△						○													
	3	△						○													
難病							△	○	△	△		△									

事業			住宅の優遇制度				レクリエーション			交通	選挙
			都営住宅の申込	市営住宅の申込	UR賃貸住宅の申込	東京都住宅供給公社の優先申込	障がい者スポーツ大会	障がい児スポーツ教室	障がい児(者)水泳教室	駐車禁止等除外標章交付	郵便による不在者投票制度
手帳	障がいの種別	級(度)	98	98	99	100	102	102	102	106	125
身体障害者手帳	視覚障害	1	△	△	△	△	○	△	○	○	
		2	△	△	△	△	○	△	○	○	
		3	△		△	△	○	△	○	○	
		4	△		△	△	○	△	○	△	
		5	△				○	△	○		
		6	△				○	△	○		
	聴覚・平衡機能障害	2	△	△	△	△	○	△	○	○	
		3	△		△	△	○	△	○	○	
		4	△		△	△	○	△	○		
		5	△				○	△	○		
		6	△				○	△	○		
		言語音声	3	△		△	△	○	△	○	
	4		△		△	△	○	△	○		
	肢体不自由	1	△	△	△	△	○	△	○	○	△
		2	△	△	△	△	○	△	○	△	△
		3	△		△	△	○	△	○	△	
		4	△		△	△	○	△	○	△	
		5	△				○	△	○		
		6	△				○	△	○		
	内部障害	1	△	△	△	△	○	△	○	○	○
		2	△		△	△	○	△	○	○	○
		3	△		△	△	○	△	○	○	○
		4	△		△	△	○	△	○		
	愛の手帳	1	△	△	△	△	○	△	○	○	
2		△	△	△	△	○	△	○	○		
3		△	△		△	○	△	○			
4		△				○	△	○			
精神障害者保健福祉手帳	1	△	△		△	○	△	○	△		
	2	△	△		△	○	△	○			
	3	△				○	△	○			
難病		△	△		△	○	△	○			

記載内容は、主に2026年4月現在のものです。各項目の内容は、発刊段階で変更する可能性があります。また、所得や年齢、障がい程度によって該当しない場合がありますので、詳しくは問合せ先にご連絡をお願いいたします。

1 相談窓口 11

地域福祉障がい福祉課（福祉事務所）	11
町田市障がい者支援センター	12
東京都心身障害者福祉センター	14
町田市社会福祉協議会	14
まちだ福祉〇ごとサポートセンター	16
町田市保健所保健予防課	17
東京都町田児童相談所	18
民生委員・児童委員	18
高次脳機能障がい者支援事業	18
手をつなぐ あんしん相談（青年期相談室）	18
地域活動支援センター まちプラ	19
多摩総合精神保健福祉センター	19
精神障がい者家族支援事業「ハートブリッジ」	20
発達障害者支援センター	20
高次脳機能障害専用電話相談	21
盲ろう者支援センター	21
東京都難病相談・支援センター	21
東京都障害者ICT総合支援センター	22
成年後見制度	22
障がい者虐待防止事業	23

2 障害者手帳 24

身体障害者手帳	24
愛の手帳（東京都療育手帳）	24
精神障害者保健福祉手帳	25

3 障害福祉サービス・障害児通所支援 26

障害福祉サービスのご案内	26
障害児通所支援のご案内	27
対象者	27
サービス利用の流れ	28
利用者負担額	28
障害福祉サービス等対象疾病一覧（難病等）	30

4 障がい者の年金制度 32

障害基礎年金（国民年金制度）	32
障害厚生年金・障害手当金（厚生年金保険制度）	35

特別障害給付金	36
東京都心身障害者扶養共済制度（東京都）	36

5 障がい者の手当制度 38

手当制度一覧表	38
---------	----

6 医療費助成等 39

心身障害者（児）医療費の助成（マル障）	39
自立支援医療（育成医療）	40
自立支援医療（更生医療）	40
自立支援医療（精神通院）	41
小児精神障害者入院医療費助成制度	41
B型・C型ウイルス肝炎医療費助成制度	41
肝がん・重度肝硬変入院医療費助成制度	41
その他特殊医療費等助成制度	42
後期高齢者医療制度	42
難病医療費等の助成	43
難病医療費等助成対象疾病一覧	43
ひとり親家庭等医療費の助成	47
小児慢性特定疾病医療費助成	47
高額療養費制度（国民健康保険）	48
産科医療補償制度	50
高額療養費の長期特定疾病制度	50
障がい者歯科治療	51
障がい者歯科診療所	51
東京都立心身障害者口腔保健センター	51
町田市医療安全相談窓口（町田市保健所）	52
東京都医療機関案内サービス「ひまわり」	52
医療情報ネット（ナビイ）	52

7 各種割引・助成制度 53

NHK 放送受信料の減免	53
携帯電話等の料金割引	53
NTT 電話番号案内の無料利用（ふれあい案内）	54
水道・下水道料金の減免	54
郵便料金の割引	55
通常はがきの無料配布（青い鳥郵便葉書）	55

東京都障害者休養ホーム.....	56
自動車運転免許取得費の助成.....	57
自動車改造費の助成.....	57
自動車事故対策機構（NASVA）.....	58
心身障がい者通院交通費の助成.....	58
JR 旅客運賃の割引.....	59
私鉄旅客運賃の割引.....	60
都営交通の割引.....	60
都営交通の無料パス（身体障がい者・知的障がい者）.....	60
都営交通の無料パス（精神障がい者）.....	61
民営バス運賃の割引.....	61
精神障がい者の方のバス運賃の割引.....	62
航空運賃の割引.....	62
フェリー旅客運賃の割引.....	62
タクシーの運賃割引.....	63
有料道路通行料金の割引.....	63
市関連施設の障がい者割引.....	64
駐車場料金の障がい者割引.....	65
海上公園等の無料入場.....	65
都立有料公園の無料入園.....	65
東京都立博物館・美術館の無料入場.....	66

8 税等の優遇制度、資金の貸付.....67

所得税の障害者控除.....	67
住民税の障害者控除.....	67
軽自動車税の減免.....	68
自動車税の減免.....	68
固定資産税の減額.....	69
個人事業税の減免.....	69
贈与税非課税（特定障がい者の信託受益権に係る非課税制度）、相続税の軽減.....	70
少額預金利子所得（マル優）等の非課税.....	71
生活福祉資金の貸付.....	71

9 日常生活援助.....72

居宅介護（ホームヘルプ）/短期入所（ショートステイ）等.....	72
移動支援事業（ガイドヘルプ）.....	72
グループホーム家賃助成.....	73
家族支援サービス（レスパイト）.....	73
重症心身障がい児（者）等在宅レスパイト事業.....	74
在宅難病患者一時入院事業.....	75
町田市障がい者緊急一時保護事業.....	75
訪問看護ステーション.....	76
在宅重症心身障害児（者）等訪問事業.....	79
障がい児（者）福祉員制度.....	79
救急直接通報システム.....	80
住宅火災直接通報システム.....	80
ふれあい収集（高齢者等訪問収集）.....	80
ヘルプマーク.....	81
補装具.....	81

日常生活用具.....	82
日常生活用具 別表.....	83
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具.....	89
中等度難聴児補聴器給付事業.....	89
重度身体障がい者訪問入浴サービス事業.....	90
住宅設備改善.....	90
補助犬の給付.....	91
町田市立図書館の障がい者サービス.....	92
点字図書館.....	92
視覚障がい者日常生活情報点訳等のサービス.....	93
点字・録音刊行物の作成・配布事業.....	93
点字による即時情報ネットワーク（点字J・Bニュース）.....	93
市のお知らせ（音声版・点字版）.....	94
広報東京都（点字版・テープ版・デジ版）.....	94
市議会だより（点字版・テープ版・デジ版）.....	94
都議会だより（点字版・テープ版・デジ版）.....	94
盲人ホーム.....	95
あいサポートセンター.....	95
手話通訳者及び要約筆記者の派遣.....	95
聴覚障がい者コミュニケーション機器の貸出.....	96
社会福祉法人聴力障害者情報文化センター.....	97

10 住宅の優遇制度.....98

都営住宅の申込.....	98
市営住宅の申込.....	98
都市再生機構「UR 賃貸住宅」の申込.....	99
東京都住宅供給公社の優先申込.....	100
住まいの電話相談窓口.....	100
国際シンボルマーク.....	101

11 文化・レクリエーション.....102

障がい者スポーツ大会.....	102
障がい児スポーツ教室.....	102
障がい児（者）水泳教室.....	102
町田市障がい者青年学級.....	103
東京都障害者スポーツ大会.....	103
東京都障害者福祉会館.....	103
東京都障害者スポーツセンター.....	104
パラ（障がい者）アートスクール.....	104

12 交通に関する制度.....105

福祉輸送サービス共同配車センター.....	105
低床バスの運行.....	105
町田ハンディキャブ友の会.....	105
駐車禁止等除外標章申請手続.....	106
障がい者用駐車区画利用カード・思いやり駐車区画利用カード.....	108

13 保育・教育..... 109

町田市子ども発達センター.....	109
保育園・幼稚園等.....	110
教育相談（教育センター）.....	110
就学相談・進学相談.....	111
就学奨励費（特別支援学級）.....	111
就学奨励費（通常の学級）.....	111
学童保育クラブ.....	112
特別支援教育.....	112
知的障がい特別支援学級（固定級）.....	112
自閉症・情緒障がい特別支援学級（固定級）.....	113
肢体不自由特別支援学級（固定級）.....	113
弱視学級（通級）.....	114
難聴学級（通級）.....	114
言語障がい学級（通級）.....	114
特別支援教室「サポートルーム」（通級）.....	115
特別支援学校（東京都立）.....	115
特別支援学校（聴覚）（私立）.....	115

14 就職支援..... 116

ハローワーク町田（公共職業安定所）.....	116
就労支援センター「らいむ」.....	116
町田市障がい者就労・生活支援センター「りんく」/「レッツ」.....	117
障害者就業・生活支援センター「TALANT」（タラント）.....	118
国立職業リハビリテーションセンター.....	118
障害者職業センター.....	120
日本視覚障害者職能開発センター.....	121
IT 技術者在宅養成講座（東京都重度身体障害者在宅パソコン講習）.....	121
障害者職業能力開発校.....	122
（公財）東京しごと財団.....	123
雇用保険（失業等給付）.....	124

15 選挙に関する制度..... 125

郵便等による不在者投票制度.....	125
代理・点字投票制度.....	126
投票支援の物品コミュニケーションボード・投票支援カード.....	126
選挙に関する情報提供.....	126

16 ボランティア・講習会..... 127

町田ボランティアセンター.....	127
手話講習会.....	127
手話通訳者等の養成（東京都手話通訳者等養成講習会）.....	127
東京都要約筆記者養成講習会.....	128
東京都点訳奉仕員指導者・専門点訳奉仕員の養成.....	128

東京都朗読（音訳）奉仕員指導者の養成128

17 防災対策..... 129

災害時の対応について.....	129
二次避難施設.....	129
ストーマ器具保管事業.....	130
災害時等障がい者支援バンドナ.....	131

18 講座・訓練等..... 132

（1）視覚障がい者対象講座.....	132
（2）人工肛門・人工ぼうこう造設者対象講座.....	133
（3）聴覚障がい者対象講座.....	133
（4）音声・言語障がい者対象講座.....	134

19 市内施設一覧..... 136

（1）生活介護.....	136
（2）自立訓練（生活訓練）.....	137
（3）宿泊型自立訓練.....	137
（4）就労選択支援.....	137
（5）就労移行支援（一般型）.....	138
（6）就労継続支援（B型/非雇用型）.....	138
（7）就労定着支援.....	140
（8）短期入所（ショートステイ）.....	141
（9）施設入所支援.....	141
（10）共同生活援助（グループホーム）.....	142
（11）自立生活援助.....	148
（12）地域移行支援・地域定着支援.....	148
（13）計画相談支援・障害児相談支援.....	148
（14）精神障がい者地域活動支援センター.....	150
（15）障がい者就労・生活支援センター.....	150
（16）障がい者就労支援センター.....	150
（17）障がい児者音楽活動支援.....	150
（18）特別支援学校.....	150
（19）障害者福祉ホーム.....	151
（20）児童福祉法の障害児通所支援施設.....	151
（21）居宅・外出に関する障害福祉サービスおよび移動支援提供事業者.....	155
（22）障がいがある人に関わる団体.....	160

20 身体障害者障害程度等級表..... 161

※障がい者差別の解消について..... 巻末

表記の説明

- Ⓔ は、主に身体的な障がいに関係したサービス・制度です。
- Ⓕ は、主に知的な障がいに関係したサービス・制度です。
- Ⓖ は、主に精神的な障がいに関係したサービス・制度です。
- Ⓢ は、難病等のある方に関係したサービス・制度です。
(該当するサービスは、病気の内容や身体の状態によります)

※各表記は、サービスを見つけるための利便性を図るため、参考として記載しており、例外が生じることがありますので、ご利用に際しては、各項目の問い合わせ先にお問い合わせください。

東京都障害者休養ホーム

【ご案内】 Ⓔ Ⓕ Ⓖ

障がいがある人の保養等を目的として、東京都が指定する宿泊施設を利用する際の宿泊料金の一部を助成します。

【対象者】

都内に住所を有し、身体障害者手帳・愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている方（有効期限内であること）。等級は問いません。利用者1名につき付添いの方（都内在住の方に限りません）1名。

【助成内容】

年度内（4月1日から翌年3月31日）2泊まで。

助成金額 障がい者（大人） 6,490円まで
障がい者（子ども） 5,770円まで
付添者（大人） 3,250円まで

注意事項 本事業は予算の範囲内で助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させて頂くことがあります。

【利用方法】

- ①利用したい宿泊施設に予約します。
- ②予約後すぐに日本チャリティ協会に予約内容を連絡します。
- ③申込内容を記入した利用申込書を、日本チャリティ協会へ送ります。
- ④手続き後、利用券が送付されます。
- ⑤宿泊施設に利用券と手帳を提示の上、自己負担額（利用料から助成金額を差し引いた額）をお支払いください。

【申込締切】

個人：利用日の2週間前まで 団体：利用日の3週間前まで。

【問合せ先】

公益財団法人日本チャリティ協会
〒160-0022 新宿区新宿1-18-12 柳田ビル3階
☎03-3353-5942 FAX03-3359-7964

詳しい内容については、障がい福祉課に「東京都障害者休養ホーム事業のごあんない」（パンフレット）がございますので、ご参照ください。

この制度は、Ⓔ Ⓕ Ⓖ で、身体的な障がい、知的な障がい、精神的な障がいに関係したサービス・制度です。

1 相談窓口

地域福祉部障がい福祉課（福祉事務所）

【ご案内】 身 知 精 難

身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者の方・難病を患っている方に関する福祉の窓口です。

【総務係】

- ①市内障がい者団体の支援
- ②障がい者施設の開設や運営に関する相談

【福祉係】

- ①心身障害者医療費助成
 - ②難病医療費助成の申請
 - ③自立支援医療（更生医療）
 - ④障がい手当制度
 - ⑤身体障害者手帳、愛の手帳の申請
 - ⑥東京都心身障害者扶養共済制度
 - ⑦手話通訳者・要約筆記者の派遣
- ※手話通訳技術を持つ職員1名が月、火、木、金曜日の開庁時間に在籍しています。水曜日は9:00～17:00に手話通訳者が在籍しています。

【支援係】

- ①障害福祉サービス（障害児通所支援含む）の給付
（受給者証の交付・請求審査・高額償還）
- ②障害支援区分認定審査会事務局
- ③補装具、日常生活用具、住宅設備改善等の給付
- ④緊急一時保護事業
- ⑤基幹相談支援センター業務
- ⑥移動支援事業
- ⑦精神障害者保健福祉手帳の申請
- ⑧自立支援医療（精神通院医療費助成）の申請

【お問合せ先】

障がい福祉課 月曜日～金曜日 8:30～17:00 市庁舎1階
（土日、祝日、年末年始を除く）

所在地 〒194-8520 町田市森野2-2-22

☎総務係 042-724-2147（直通電話）

福祉係 042-724-2148（直通電話）

支援係 ①から⑥について
042-724-3089（直通電話）

⑦、⑧について
042-724-2145（直通電話）

FAX（共通）050-3101-1653

町田市障がい者支援センター

【ご案内】 身 知 精 難

障がいに関するさまざまなご相談を専門のスタッフがお受けします。お住まいの地域の障がい者支援センターをどうぞご利用ください。

【開所日】 月曜日～金曜日（土曜日・日曜日・祝休日、年末年始を除く）

【開所時間】 8：30～17：00

【障がい者支援センターでできるもの（一例）】

- 障がいに関する各種相談（サービス利用申請・調整等）
- 補装具、日常生活用具、住宅改修の相談・申請
- ホームヘルパーの利用、福祉施設への通所・入所など障害福祉サービスの相談・申請
- 有料道路割引、都営交通無料パスの申請（※精神障害者保健福祉手帳の方は市役所のみ）
- 通院交通費助成金申請書・心身障害者医療費助成（マル障）支給申請書の提出
- 移動支援・緊急一時保護の申請

【障がい者支援センターではできないもの】

- | | | |
|--|---|-------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 精神障害者保健福祉手帳の申請 ○ 自立支援医療（精神通院医療費助成）の申請 ○ NHK 放送受信料減免の手続き（精神障がい） | } | 障がい福祉課支援係（→P.11）へ
おいでください。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 身体障害者手帳の手続き ○ 愛の手帳の再交付、返還、住所・氏名変更 ○ 難病医療費助成の手続き ○ 心身障害者医療費助成（マル障）の手続き ○ 障がいに関する手当の手続き ○ NHK 放送受信料減免の手続き（身体・知的障がい） | } | 障がい福祉課福祉係（→P.11）へ
おいでください。 |

【障がい者支援センターの所在地・連絡先】

堺地域障がい者支援センター

〒194-0212

小山町 1234-1

電話：042-794-8790

FAX：042-798-2290

[交通] 「御獄堂」バス停下車
徒歩 3 分

[駐車場] 施設敷地内にあります。



担当地域

相原町、小山町、
小山ヶ丘

忠生地域障がい者支援センター

〒194-0203
 函師町 1677-1
 電話：042-794-4851
 FAX：042-794-4852
 [交通]「函師」バス停下車
 徒歩 2分
 [駐車場]施設敷地内にあります。

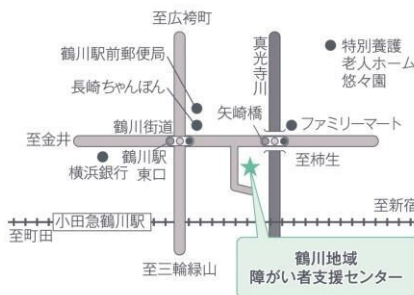


担当地域

上小山田町、下小山田町、忠生、小山田桜台、矢部町、常盤町、根岸町、根岸、函師町、山崎町、山崎、木曾町、木曾西、木曾東

鶴川地域障がい者支援センター

〒195-0053
 能ヶ谷 3-2-1
 鶴川地域コミュニティ 1階
 電話：042-708-8821
 FAX：042-737-0833
 [交通]小田急線鶴川駅から徒歩 7分
 [駐車場]鶴川地域コミュニティ内の
 駐車場をご利用ください。

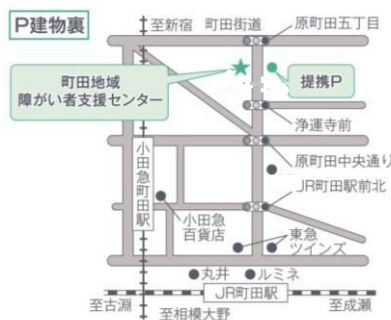


担当地域

小野路町、野津田町、金井、金井町、大蔵町、薬師台、能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴、広袴町、真光寺真光寺町、鶴川、藤の台 3丁目、金井ヶ丘

町田地域障がい者支援センター

〒194-0013
 原町田 5-4-3
 第2大塚ビル 1階 101
 電話：042-709-1301
 FAX：042-709-1302
 [交通]JR 横浜線町田駅北口から
 徒歩 7分
 [駐車場]建物裏、タイムズ原町田第 11
 駐車場をご利用ください。駐車場サービス券をご用意しています。



担当地域

原町田、中町、森野、旭町、本町田、南大谷、玉川学園、東玉川学園、藤の台 1・2丁目

南地域障がい者支援センター

〒194-0015
 金森東 3-18-16
 合掌苑桂寮 1階
 電話：042-706-9624
 FAX：042-799-2145
 [交通]「市営住宅入口」
 バス停下車、徒歩 5分
 [駐車場]敷地内にあります。



担当地域

鶴間、小川、つくし野、南つくし野、金森、金森東、南成瀬、成瀬、成瀬が丘、西成瀬、成瀬台、高ヶ坂、南町田

東京都心身障害者福祉センター

【ご案内】 身 知

身体障害者手帳及び愛の手帳の交付、補装具及び愛の手帳(18歳以上)の判定、援護の実施者である市区町村への専門的支援等を行っています。また、高次脳機能障害に関する相談・支援等を行っています。

- 【業務内容】
- ①身体障害者手帳の交付・補装具の判定
 - ②愛の手帳(18歳以上)の判定・交付
 - ③高次脳機能障害に関する相談・支援

【利用方法】 身体障害者手帳の交付申請等、補装具の判定の予約は障がい福祉課(福祉事務所)を通じて行ないます。
ただし、愛の手帳(18歳以上)の判定予約と高次脳機能障害専用電話相談は直接電話してください。

【窓口】 月曜日～金曜日 9:00～12:00、13:00～17:00
(祝日、年末年始を除く)
ただし、高次脳機能障害専用電話相談は16:00までです。

【東京都心身障害者福祉センター】

〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)12～15階

☎ 03-3235-2946 FAX 03-3235-2968

愛の手帳判定予約

☎ 03-3235-2961

高次脳機能障害専用電話相談(※16:00まで)

☎ 03-3235-2955 FAX 03-3235-2957

最寄駅及び本所までの所要時間

JR 総武線 飯田橋駅西口から徒歩2分

東京メトロ(有楽町線・南北線・東西線)・都営地下鉄(大江戸線)飯田橋駅のB2b出口
(セントラルプラザ1階ロビー直結)

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shinsho>

【東京都心身障害者福祉センター多摩支所】

〒186-0003 国立市富士見台2-1-1(東京都多摩障害者スポーツセンター内)

愛の手帳判定予約

☎ 042-573-3311 FAX 042-576-5295

JR 中央線国立駅南口から徒歩20分 JR 南武線谷保駅北口から徒歩10分

町田市社会福祉協議会

【ご案内】 身 知 精

社会福祉協議会(略して社協)は、市民のみなさんの参加とささえあいで福祉のまちづくりをすすめる民間の団体です。

【業務内容】

①成年後見制度中核機関業務事業

判断能力が低下した高齢者、知的障がい者、精神障がい者などの方(以下「本人」)の財産管理や契約を補助したり代理する人(後見人等)を選ぶことで、本人が安心して生活ができ

るよう法律的に支援する制度の相談窓口を設けています。
制度の内容や手続き方法などの相談対応、関係機関の紹介などを行っています。

②地域福祉権利擁護事業

住み慣れた地域で、安心して生活が送れるようにお手伝いします。

対象者……市内にお住まいの知的障がい者、精神障がい者、物忘れのある高齢者、移動困難であると認められる要介護高齢者及び身体障がい者の方。利用する際は、自分の意思で契約を結ぶことが必要です。

サービス内容

○ 福祉サービスの利用援助

- ・福祉サービスについての情報提供、助言、利用する時の手続き
- ・福祉サービスの利用料の支払い手続き
- ・福祉サービスについての苦情解決の制度を利用するなどの支援

次の2つは、ご希望に応じて利用いただけます。

i 日常的金銭管理サービス

- ・公共料金や家賃などの支払い手続き
- ・日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れなど
- ・これらの手続きに使用する通帳や銀行印のお預かり

ii 書類等の預かりサービス

- ・金融機関の貸金庫にて、大切な書類をお預かりします。
- 詳細はお問合せください。

利用料……相談や、支援計画の作成は無料です。契約締結後の生活支援員による援助については、有料になります。

③福祉サービスへの不満・要望・苦情

市内の福祉サービスを利用されている方の不満・要望・苦情について、まず事業者（施設など）へご連絡ください。直接話すのには抵抗があったり、話し合いで解決できない場合は、調整を行う窓口を設けていますので、ご相談ください。相談内容によって、町田市福祉サービス苦情調整第三者委員から直接助言を受けることができます。市の職員が対応する場合や、ほかの相談窓口をご紹介する場合があります。
相談は無料で、匿名でも相談が受けられます。秘密は厳守します。

④高齢者・障がい者のための福祉法律相談

弁護士が成年後見制度、相続、遺言、権利侵害などの法律に関する相談に応じます。
毎月第3火曜日 14:00~16:20（変更の場合あり）
来所による相談 お一人約30分（事前予約制・無料）

⑤まちだ福祉O（まる）ごとサポートセンターの運営（詳細16ページ）

相談をするところがわからない、一人一人が抱える困りごと、悩みごとについて、地域福祉コーディネーターが関係機関等と連携して解決に向けた支援を行います。

⑥町田ボランティアセンターの運営（詳細127ページ）

【①～④の問合せ先】 町田市社会福祉協議会「福祉サポートまちだ」

☎ 042-720-9461

【お問合せ先】 町田市社会福祉協議会

〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4階

☎ 042-722-4898 FAX 042-723-4281

まちだ福祉〇ごとサポートセンター

【ご案内】 身 知 精

相談をするところがわからない、1人ひとりが抱える困りごと・悩みごとについて、地域福祉コーディネーターが関係機関等と連携して解決に向けた支援を行います。

【事業内容】

- ①まちだ福祉〇ごとサポートセンターには、その地域を担当する地域福祉コーディネーターがいます。地域の方から寄せられるどこに相談すればよいかわからない困りごとを受け付け、本人や地域の方々と共に問題解決に向けて一緒に考えていきます。
- ②積極的に地域に足を運び、情報を幅広く収集し、お悩みを抱える相談者を把握します。
- ③地域の社会資源を幅広く把握したうえで、住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備を行います。

【お問合せ先】

まちだ福祉〇(まる)ごとサポートセンター堺

所在地 町田市相原町 796-12 セントラルコート相原 1階
 連絡先 ☎ 042-703-0430 Fax 042-703-0440
 開所時間 8:30~17:00 (日曜日・祝日・年末年始はお休み)
 担当地域 相原町、小山町、小山ヶ丘



まちだ福祉〇(まる)ごとサポートセンター忠生

所在地 町田市忠生 3-14-2 忠生市民センター内
 連絡先 ☎ 042-851-9755 Fax 042-851-9756
 開所時間 8:30~17:00
 (月~金曜日と第1・3・5土曜日及び第2・第4日曜日
 祝日・年末年始はお休み)
 担当地域 木曽東、木曽西、山崎町、忠生、根岸、根岸町、矢部町、
 常盤町、函師町、小山田桜台、上小山田町、下小山田町



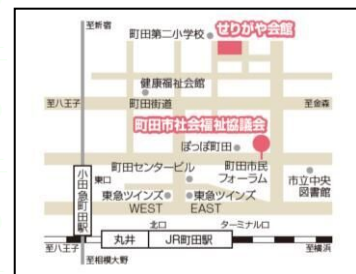
まちだ福祉〇(まる)ごとサポートセンター鶴川

所在地 町田市大蔵町 295-2 近藤ビル 1階
 連絡先 ☎ 042-860-2986 Fax 042-860-2985
 開所時間 8:30~17:00 (日曜日・祝日・年末年始はお休み)
 担当地域 金井、金井町、金井ヶ丘、薬師台、大蔵町、能ヶ谷、鶴川、
 広袴、広袴町、真光寺、真光寺町、小野路町、野津田町、三輪町、三輪緑山



まちだ福祉〇(まる)ごとサポートセンター 町田

所在地 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム4階
 連絡先 ☎ 042-732-3501 Fax 042-723-4281
 開所時間 8:30~17:00 (日曜日・祝日・年末年始はお休み)
 担当地域 原町田、森野、中町、旭町、本町田、南大谷、
 東玉川学園、玉川学園、藤の台、木曽東(一部)



まちだ福祉〇(まる)ごとサポートセンター 南

所在地 町田市小川 5-8-2 1階
 連絡先 ☎ 042-850-7194 Fax 042-850-7195
 開所時間 8:30~17:00 (日曜日・祝日・年末年始はお休み)
 担当地域 小川、金森、金森東、つくし野、鶴間、成瀬が丘、
 南つくし野、南町田、高ヶ坂、成瀬、西成瀬、南成瀬、成瀬台



町田市保健所保健予防課

【ご案内】 身 知 精 難

地域における保健衛生の向上に関する業務の一つとして、健康についての相談業務等を行っています。

【業務内容】

- ①乳幼児健康診査
- ②母子保健相談
- ③在宅重症心身障がい児（者）等の相談
- ④精神保健相談
- ⑤専門グループワーク
（ひきこもり本人グループ、ひきこもりの子を抱える親グループ）
- ⑥難病療養相談
- ⑦各種の予防接種

【お問合せ先】 町田市保健所 保健予防課

①のお問合せ先

《健康福社会館》
〒194-0013 町田市原町田 5-8-21
☎ 042-725-5471 FAX 050-3161-8634

②～③のお問合せ先

《健康福社会館》
〒194-0013 町田市原町田 5-8-21
☎ 042-725-5127 FAX 050-3161-8634

鶴川地域にお住まいの方

《鶴川保健センター》
〒195-0062 町田市大蔵町 1981-4
☎ 042-736-1600 FAX 050-3161-8634

④～⑤のお問合せ先

鶴川地域以外にお住まいの方

《保健所中町庁舎》
〒194-0021 町田市中町 2-13-3
☎ 042-722-7636 FAX 050-3161-8634

鶴川地域にお住まいの方

《鶴川保健センター》
〒195-0062 町田市大蔵町 1981-4
☎ 042-736-1600 FAX 050-3161-8634

⑥のお問合せ先

《保健所中町庁舎》
〒194-0021 町田市中町 2-13-3
☎ 042-722-0622 FAX 050-3161-8634

⑦のお問合せ先

《市庁舎7階》
〒194-8520 町田市森野 2-2-22
☎ 042-725-5422 FAX 050-3161-8634

東京都町田児童相談所

【ご案内】 身 知 精

児童（0～18歳未満）の福祉についての総合的相談の窓口です。

【業務内容】 ①相談に応じて助言・指導
②緊急に保護を要する場合などの児童の一時保護
③児童福祉施設等への入所
④愛の手帳の交付
⑤養育家庭（里親制度）に関する相談など

【お問合せ先】 東京都町田児童相談所
〒195-0075 町田市山崎1-2-17
☎ 042-851-9357（代表）（月曜日から金曜日 9:00～17:00）
FAX 042-851-9358

民生委員・児童委員

【ご案内】 身 知 精

厚生労働大臣から委嘱を受け、障がい者（児）や生活に困っている人等の相談に応じ、関係機関を紹介します。お住まいの地域を担当する民生委員・児童委員に直接ご相談ください。
※ お住まいの地域の民生委員・児童委員については、お問い合わせください。

【お問合せ先】 福祉総務課 ☎ 042-724-2537 FAX 050-3101-0928

高次脳機能障がい者支援事業

【ご案内】

高次脳機能障がいのある当事者及びご家族の相談・支援を行います。

【お問合せ先】 社会福祉法人まちだ育成会 ひかり相談
〒194-0203 町田市函師町 1677-1
☎ 042-794-6121 FAX 042-794-4852

手をつなぐ あんしん相談（青年期相談室）

【ご案内】 知

知的障害のある人の日常生活、地域での暮らし、進路、就労、対人関係などの相談に応じ、必要な助言などを行います。相談対象の年齢は問いません。面談を希望される場合は、予め電話で予約のうえお越しください。

【相談日】 月・火・水・木（祭日及び12月29日から1月3日を除く）

【相談時間】 10:00～17:00

【お問合せ先】 東京都育成会権利擁護支援センター
〒160-0023 新宿区西新宿 7-8-10 オークラヤビル 2階
☎ 03-5389-2614 FAX 03-5389-4090

地域活動支援センター まちプラ

【ご案内】 精

居場所としてのフリースペースの提供・電話や面談による生活面での相談を行っています。利用には登録が必要となります。

【対象者】

継続的に精神科並びに心療内科を受診している方が対象となります。
※利用にあたって精神障害者保健福祉手帳や自立支援医療受給者証の必要はありません。
※他の福祉サービスを利用している方でも構いません。

【活動内容】

利用者同士での交流、一人で勉強や絵を描いて過ごすなど、その時々で利用の仕方を変えられるのが、特徴の一つです。フリースペースには職員も入るので、皆と話せるか不安な方も安心してご利用頂けます。
ゲーム、テーマトーク、ウクレレ教室、はんどめいど、PC 倶楽部、運動などのプログラムも実施しています。お問い合わせの際は、下記にまずお電話下さい。

【開所日】 月曜日から金曜日(祝日・夏季休暇及び年末年始は除く)

【受付時間】 開所日の 10:00～17:00

【お問い合わせ】 地域活動支援センター まちプラ
〒194-0013 町田市原町田 4-24-6
せりがや会館 4 階
☎ 042-722-0713



【ホームページ】 <https://machinohi.org/consult/machipula/>

多摩総合精神保健福祉センター

【ご案内】 精

こころの電話相談
対人関係、こころの悩み・病気に関する相談、アルコール・薬物・ギャンブル等依存症相談、思春期・青年期のこころの問題に関する相談などを行っています。

【お問合せ先】 〒206-0036 東京都多摩市中沢 2-1-3 ☎ 042-371-5560
月曜日から金曜日 9:00～17:00 (祝日・休日・年末年始は除く)

精神障がい者家族支援事業「ハートブリッジ」

【ご案内】 精

精神障がいがある人を身近で支えるご家族の支援として、電話相談、面談、訪問、情報提供や関係機関の紹介などを行います。ご家族の様子がいつもと異なり気になる場合、どこに・誰に相談すればよいかわからない場合など、ひとりで悩まずご連絡ください。ご相談は、すべて無料です。

また、毎月第4土曜日（13:00～15:00）には、ご家族どうしの情報共有や支え合いの場として「ハートブリッジの会」を開催しています。参加・出入りは自由ですので、お気軽にご参加ください。

【受付時間】 電話相談・面談相談：月曜日・木曜日 10:00～15:00

（ご予約をいただくと待ち時間が少なく利用できます）

訪 問：要予約

※電話相談・面談相談・ハートブリッジの会は祝祭日・年末年始・お盆はお休みです。

【お問合せ先】 特定非営利活動法人 町田市精神障害者さるびあ会

〒194-0013 町田市原町田 4-24-6 せりがや会館 3階

☎ 042-722-0714 FAX 042-722-0714

メール：kazoku@sarubiakai.org HP：<http://sarubiakai.org>

発達障害者支援センター

【ご案内】 精

自閉症などの発達障がいをもつ障がい児（者）とそのご家族に対する支援を総合的に行う地域の拠点として、発達障がいに関する問題について発達障がい児（者）やご家族、関係機関からのご相談に応じます。

【相談申込方法】 電話、メール等による申し込み

【受付時間】 【おとな TOSCA】（相談者が18歳以上）

第1・3（月～土）、第2・4・5（月・火・木・金）

9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く

【こども TOSCA】（相談者が18歳未満）

（月～金）9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く

相談は月・火・木・金（9:30～17:00）

【相談先】 【おとな TOSCA】（相談者が18歳以上）

新宿区弁天町 91

☎03-5579-8207

【こども TOSCA】（相談者が18歳未満）

世田谷区船橋 1-30-9

☎03-6413-0231 FAX03-3706-7242

メール tosca@kisenfukushi.com

電話の利用が困難な方はホームページのお問い合わせフォームよりお問い合わせください。

高次脳機能障害専用電話相談

【ご案内】 精

東京都の高次脳機能障がい者の支援拠点機関として、高次脳機能障がい※により日常生活に支障のある方やそのご家族に対して生活や就労などの様々なご相談に応じます。

※脳卒中等の病気や事故等による脳損傷の影響により、記憶障がい、注意障がい、遂行機能障がい、社会的行動障がい、失語などの認知障がいが生じた状態

【相談日時】

月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）

9：00～12：00、13：00～16：00

【お問合せ先】 ☎03-3235-2955 FAX03-3235-2957

盲ろう者支援センター

【ご案内】 身

盲ろう児・者（視覚と聴覚の両方に障がいがある人）に対する総合的な支援拠点として、東京都が東京盲ろう者友の会に委託し運営しています。

【事業内容】

- ①訓練事業（コミュニケーション訓練、生活訓練、パソコン等電子機器活用訓練）
- ②専門人材育成事業（相談・訓練等の支援・指導員の育成、訓練・研修等プログラムの開発・普及）
- ③総合相談支援事業（盲ろう児・者及び家族、盲ろう児・者支援関係者等への総合的な相談支援）
- ④社会参加促進事業（集団学習会・交流会、盲ろう者関係情報の収集・分析・提供、センターの事業及び盲ろう児・者に関する普及啓発）
- ⑤その他盲ろう者支援のために必要な事業（多摩地域 出張相談・訓練）

【開館日等】

平日 9：30～17：00（年末年始は除く。）

【相談先】

東京盲ろう者友の会
新宿区岩戸町4番地87ビルディング岩戸町2階
☎03-6228-1282 FAX03-6228-1283

東京都難病相談・支援センター

【ご案内】 難

電話や面談などで難病に関するご相談をお受けしています。難病相談支援員（保健師・看護師・ソーシャルワーカー）は、専門的な立場で病気や医療、看護、介護等について相談を受けています。

【主な事業内容】

- ①相談支援
 - ・療養相談（就労相談を含む）
難病相談支援員（看護師・ソーシャルワーカー）や、難病患者就労コーディネーターによる相談を行っています。
 - ・難病医療相談会
専門医による疾病・領域別の相談会を開催しています。（※予約が必要です。）

- ② 難病医療講演会の実施
 専門医を講師とした難病に関する講演会を開催しています。（※予約が必要です。）
- ③ 情報提供
- ・ 日常生活用具展示コーナー
 杖や吸入器・吸引器等の日常生活用具を展示しています。
 - ・ 難病情報資料コーナー
 難病に関する資料や患者団体の会報等を閲覧できます。

【お問合せ先】 ※面談をご希望の方は事前に予約をお願いいたします。

- ① 東京都難病相談・支援センター
 平日午前 10 時から午後 5 時まで（相談の対応終了時刻は、午後 5 時 30 分まで）
 〒113-0033 文京区本郷 1-1-19
 元町ウェルネスパーク西館 1 階
 ☎ 03-5802-1892（直通）
- ② 東京都多摩難病相談・支援室
 平日午前 10 時から午後 5 時まで（相談の受付は、午後 4 時まで）
 〒183-0042 府中市武蔵台 2-6-1 都立神経病院 2 階
 ☎ 042-323-5880（直通）

東京都障害者 ICT 総合支援センター

【ご案内】 身 知 精 難

障がい者を対象に、デジタル技術に関する技術相談や機器を展示し、障がい特性に合わせた体験実習を行っています。

【対象者】 都内に在住で、障がいがある人、またはその家族、事業者

【費用】 無料

【開館時間】 10:00～17:30（水・日・休日・年末年始を除く。土曜日は不定期開館）

【相談先】 東京都障害者 ICT 総合支援センター
 ☎03-6682-6308 FAX03-6686-1277

成年後見制度

【ご案内】 知 精

成年後見制度とは、判断能力が低下した知的障がい者、精神障がい者、高齢者などの方（以下「本人」）の財産管理や契約を補助したり、代理人（後見人等）を選ぶことで、本人が安心して生活できるよう法律的に支援する制度です。成年後見制度には以下の 2 種類があります。

【法定後見制度】

本人の判断能力がすでに低下している場合、配偶者、四親等内の親族等から家庭裁判所に申し立てをします。後見人等の候補を挙げることができますが、家庭裁判所の審判により選ばれます。本人の判断能力に応じて、「補助」、「保佐」、「後見」の 3 つに分けられます。町田市在住の方の手続先は、東京家庭裁判所立川支部（直通電話：042-845-0324）です。

【任意後見制度】

自らの判断能力が十分あるうちに、将来の判断能力低下に備えて、あらかじめ任意後見受任者（任意後見人となる人）を選任し、公正証書で契約を結びます。

【お問合せ先】 町田市社会福祉協議会「福祉サポートまちだ」 ※相談には予約が必要です。

〒194-0013 町田市原町田 4-9-8 町田市民フォーラム 4 階

☎ 042-720-9461 FAX 042-725-1284

町田市役所 福祉総務課事業係

☎ 042-724-2537 FAX 050-3101-0928

障がい者虐待防止事業

【ご案内】 身 知 精 難

障害者虐待防止法に基づき、町田市障がい福祉課やお住まいの地域の障がい者支援センターが、障がいがある人に対する家庭内、施設内、会社内で行われる虐待の通報・届出の受付や相談を行っています。

【障がい者虐待の例】

① 身体的虐待

殴る、蹴る、壁に叩きつけるなどの暴行を加える、やけどや打撲をさせる、柱や椅子、ベッドなどに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する

② 性的虐待

性交や性器への接触、性的行為を強要する、無理やり裸にする、わいせつな言葉を浴びせる

③ 心理的虐待

怒鳴る・ののしる・悪口をいう、成人しているにもかかわらず子ども扱いし続ける、話しかけられても意図的に無視し続ける

④ 介護・世話の放棄放任（ネグレクト）

食事や水分を十分に与えず衰弱させる、入浴や排泄の介助などをせず放置する、病気やけがをしても病院に連れて行かず放置する、同居人による虐待を放置する

⑤ 経済的虐待

年金や賃金を搾取する、財産や預貯金を勝手に処分する、日常生活に必要な金銭を渡さない

【お問合せ先】 障がい福祉課 平日 8:30~17:00 ☎ 042-724-3089

FAX 050-3101-1653

夜間・休日 ☎ 042-722-3111（代表電話）

FAX 042-724-5600

お住まいの地域の障がい者支援センター（→ P.12）

2 障害者手帳

身体障害者手帳

【ご案内】 身

身体に障がいがある人が福祉的サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの種類（視覚・聴覚・平衡機能・音声言語又はそしゃく機能・肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫機能・肝臓）や程度により1級から6級の区分で手帳が交付されます。

- 【申請方法】
- ①身体障害者福祉法による指定医の診断書・意見書（規定の様式による）
 - ②写真1枚（タテ4cm、ヨコ3cm、1年以内に撮影したもの）
- ①②をお持ちください。約2か月で交付されます。

<交付後、次の場合は障がい福祉課に届出をしてください>

- ・住所、氏名、保護者名が変わったとき
- ・手帳を紛失、破損したとき
- ・障がいの程度が変わったとき
- ・本人が死亡したとき（手帳を返却してください）

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係
☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

愛の手帳（東京都療育手帳）

【ご案内】 知

知的障がいがある人が福祉的サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度により1度から4度の区分で手帳が交付されます。

【判定方法】 直接判定

【お問合せ先】

18歳未満→東京都町田児童相談所
〒195-0075 町田市山崎1-2-17
☎ 042-851-9357 FAX042-851-9358

18歳以上→東京都心身障害者福祉センター
〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1
東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）
12～15階
☎ 03-3235-2961 FAX 03-3235-2959

東京都心身障害者福祉センター 多摩支所
〒186-0003 国立市富士見台2-1-1
☎ 042-573-3311 FAX 042-576-5295

<交付後、次の場合は障がい福祉課に届出をしてください>

- ・住所、氏名、保護者名が変わったとき
- ・手帳を紛失・破損したとき
- ・本人が死亡したとき（手帳を返却してください）

精神障害者保健福祉手帳

【ご案内】 精神

精神障がいがある人が、いろいろな支援を受けるために必要な手帳です。障がいの程度により1級から3級の区分で手帳が交付されます。

【申請方法】

- ①医師の診断書（所定用紙）又は、精神障がいを支給事由とする障害年金証書
- ②写真1枚（タテ4cm、ヨコ3cm、1年以内に撮影したもの）
- ③手帳郵送希望の場合は、簡易書留代を含む送料分の切手
- ④マイナンバー（個人番号）確認書類（個人番号カード、通知カード等）

①～④を障がい福祉課へお持ちください。なお、交付まで3か月以上かかります。

※申請書は障がい福祉課（114番窓口）でお渡ししています。

市民センター等では書類のお渡し・受付をしておりませんのでご注意ください。

【お問合せ先】

障がい福祉課 支援係

☎ 042-724-2145 FAX 050-3101-1653

<交付後、次の場合は障がい福祉課に届出をしてください>

- ・住所、氏名が変わったとき
- ・手帳を紛失・破損したとき
- ・本人が死亡したとき（手帳を返却してください）

3 障害福祉サービス・障害児通所支援

障害福祉サービスのご案内

障害者総合支援法に基づくサービスです。介護の支援などを受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、施設や精神科の医院に入所・入院している障がい者等に対して地域での生活に移行し、定着するための支援を行う「地域相談支援給付」があります。

介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅で入浴や排せつの介助、食事調理の援助等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由の方又は重度の知的障がい・精神障がいによる行動障がいを持つ方に対して、居宅で入浴や排せつの介助、食事調理の援助、外出時の移動支援等を総合的に行います。
	行動援護	知的障がい又は精神障がいによって、行動上著しい困難があるために常時介護が必要な方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援、外出時の移動支援を行います。
	同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある方に対し、移動時や外出先において必要な代筆・代読等の視覚的情報の支援、移動の援護、必要に応じて排せつ・食事等の介護を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護の必要がある方に対して、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
	短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気等によって、短期間の入所が必要な方に対して、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と介護が必要な方に対して、病院併設の施設で機能訓練、療養上の管理、看護、介護や日常生活の援助を行います。
	生活介護	常に介護の必要がある方に対して、日中に施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供等を行います。
	施設入所支援	施設に入所している方に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)	自立した日常生活や社会生活を営むため、身体機能や生活能力の向上に必要な訓練等を行います。
	就労移行支援	一般就労を希望する方に対して、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労選択支援	就労を希望する方の適正に合った就労先や働き方を、就労アセスメントの手法を活用して選択できるよう支援を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等で雇用されることが困難な方に対して、就労機会の提供と生産活動等の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。
	就労定着支援	一般就労に移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために自宅・企業等を訪問することにより必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において共同生活住居で相談や日常生活上の援助等を行います。
給付 相談支援	地域移行支援	入所施設や病院に入所・入院している障がい者に対し、地域生活への移行に関する相談や、住居の確保、福祉サービスの情報提供、紹介等、必要な支援を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者や地域生活が不安定な障がい者に対し、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行います。

計画相談支援	障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案し、利用サービスの種類や内容を記載したサービス等利用計画の作成等を行います。
--------	--

障害児通所支援のご案内

児童福祉法に基づくサービスです。児童に対して身近な地域で通所による支援を提供します。

児童発達支援 【対象：未就学児】	日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。
放課後等デイサービス 【対象：就学児】	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

対象者

身体障害者手帳や愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方、精神障がいがある人、心身に障がいがあると判定された障がい児、難病の方で、サービスの必要性があると判断された方です。

ただし、介護保険の対象となる方は、介護保険を優先して利用します。

難病対象疾病は 30 ページを参照してください。

対象疾病に罹患していることがわかる証明書（診断書または特定疾患医療受給者証等）をお持ちください。

その後、次ページのサービス利用の流れと同様、障害支援区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを受給できることとなります。詳しくは、お問い合わせください。

※障害児入所支援のご利用に関しては、町田児童相談所（又は東京都）が相談窓口となります。

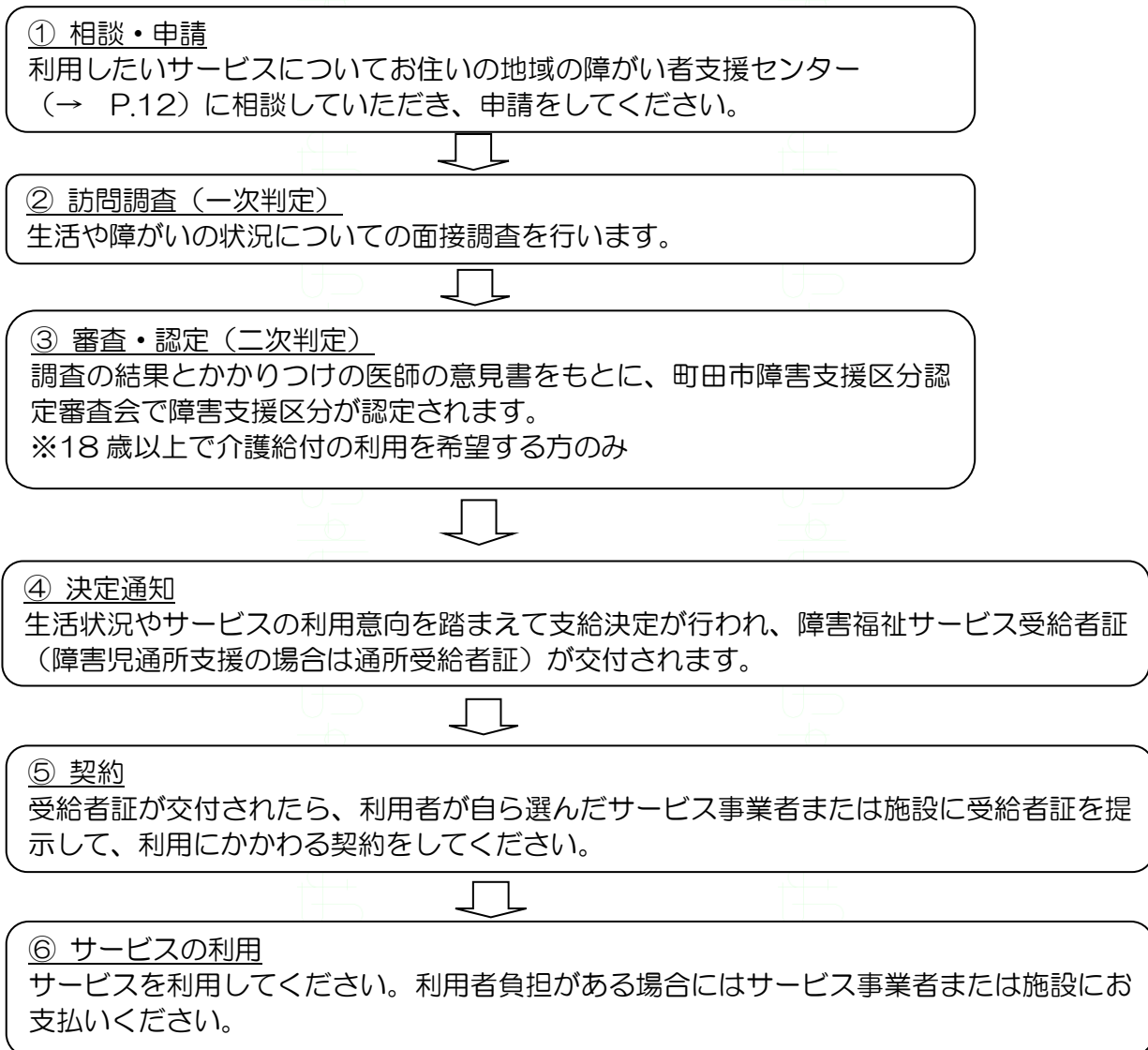
〈町田児童相談所〉

〒195-0075 町田市山崎 1-2-17

☎ 042-851-9357 FAX042-851-9358

サービス利用の流れ

サービスを利用するまでの流れは次のとおりです。



利用者負担額

世帯の所得に応じて、ひと月に負担する上限額が決められています。ひと月に利用したサービス量に関わらず、上限額を超える費用負担は生じません。ただし、利用したサービス費の1割に相当する額が負担上限月額より低い場合には、1割に相当する額を負担していただきます。

なお、地域相談支援給付やサービス等利用計画作成に係る費用については、利用者負担はありません。

また、利用者負担上限月額は、同一世帯全員の収入状況で判断します。ただし、18歳以上（施設に入所する方は20歳以上）の障がいの方は、本人及び配偶者の収入状況のみで判断します。

世帯の収入状況に応じた利用者負担上限月額下表のとおりです。

世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	
一般 1	市民税所得割額が 16 万円未満の障がい者の世帯(入所施設、グループホームの利用者を除く)	9,300 円
	市民税所得割額が 28 万円未満の障がい児の世帯	4,600 円
	市民税所得割額が 28 万円未満で、20 歳未満の施設入所者	9,300 円
一般 2	市民税課税世帯で、一般 1 のいずれにも該当しない方 ※市民税課税世帯で入所施設(20 歳以上)、グループホームを利用する場合は、一般 2 になります。	37,200 円

- ・上表中の「市民税所得割額」は、以下により算定します。
 - ① 指定都市からの転入の方の場合、平成 29 年度税制改正前の標準税率(6%)を用います。
 - ② 所得割額は、住宅借入等特別税額控除及び寄付金税額控除については、控除される前の金額を用います。
 - ③ 年少・特定扶養親族控除については、廃止される前の計算を用います。
- ・入所等の施設やグループホームを利用する場合は、負担上限月額の他に食費、光熱費等の実費負担が必要になります。
- ・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスと、児童福祉法に基づく障害児通所支援を併用される場合には、それぞれの法律ごとに負担上限月額を設定します。

上限月額の管理

障害福祉サービス事業者、障害児通所支援事業者を複数利用し、毎月利用者負担上限額を越えることが予想できる場合には、上限額の管理を依頼することができますので、お問い合わせください。

高額障害福祉サービス等給付費等の支給(高額償還)

同一の世帯の方が、同一の月に受けた以下サービスの利用者負担額の合算額が基準額等を超過している場合は、高額障害福祉サービス等給付費等が支給されます。負担した領収書を添えて、障がい福祉課に申請してください。

【合算の対象となるサービス】

- ① 障害福祉サービスの利用者負担額
- ② 介護保険法に基づく居宅サービス等に係る利用者負担額(※)
- ③ 障害児通所支援の利用者負担額
- ④ 障害児入所支援の利用者負担額
- ⑤ 補装具の利用者負担額(※)

※②、⑤については、同一人が障害福祉サービス等を利用している場合のみ対象となります。

- ・介護保険サービスに相当する障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所)を、65歳に達する前に5年間継続して受けていた方で市民税非課税者又は生活保護世帯の方は、現在利用している介護保険サービスの利用者負担額を償還いたします。詳細は障がい福祉課へお問い合わせください。

【お問合せ先】

障がい福祉課 支援係
☎ 042-724-3089 FAX 050-3101-1653
お住まいの地域の障がい者支援センター(→ P.12)

障害福祉サービス等対象疾病一覧（難病等）

※ 新たに対象となる（7疾病）
 △表記が変更された疾病（2疾病）
 ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	67	眼皮膚白皮症	133	鯉耳腎症候群
2	アイザックス症候群	68	偽性副甲状腺機能低下症	134	再生不良性貧血
3	I g A腎症	69	ギャロウェイ・モフト症候群	135	サイトメガロウイルス角膜炎
4	I g G 4 関連疾患	70	急性壊死性脳症	136	再発性多発軟骨炎
5	亜急性硬化性全脳炎	71	急性網膜壊死	137	左心低形成症候群
6	アジソン病	72	球脊髄性筋萎縮症	138	サルコイドーシス
7	アッシャー症候群	73	急速進行性糸球体腎炎	139	三尖弁閉鎖症
8	アトピー性脊髄炎	74	強直性脊椎炎	140	三頭筋素欠損症
9	アペール症候群	75	巨細胞性動脈炎	141	CFC症候群
10	アミロイドーシス	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	142	シェーグレン症候群
11	アラジール症候群	77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	143	色素性乾皮症
12	アルポート症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	144	自己食空胞性ミオパチー
13	アレキサンダー病	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	145	自己免疫性肝炎
14	アンジェルマン症候群	80	筋萎縮性側索硬化症	146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
15	アントレー・ピクスラー症候群	81	筋型膠原病	147	自己免疫性溶血性貧血
16	イソ吉草酸血症	82	筋ジストロフィー	148	四肢形成不全
17	一次性ネフローゼ症候群	83	クッシング病	149	シトステロール血症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	84	クリオピリン関連周期熱症候群	150	シトリン欠損症
19	1 p 36欠失症候群	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	151	紫斑病性腎炎
20	遺伝性自己炎症疾患	86	クルーゾン症候群	152	脂肪萎縮症
21	遺伝性ジストニア	87	グルコーストランスポーター1欠損症	153	若年性特発性関節炎
22	遺伝性周期性四肢麻痺	88	グルタル酸血症1型	154	若年性肺気腫
23	遺伝性脾炎	89	グルタル酸血症2型	155	シャルコー・マリー・トゥース病
24	遺伝性鉄芽球性貧血	90	クロウ・深瀬症候群	156	重症筋無力症
25	ウィーバー症候群	91	クローン病	157	修正大血管転位症
26	ウィリアムズ症候群	92	クロンカイト・カナタ症候群	158	出血性線溶異常症
27	ウィルソン病	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症	159	ジュベール症候群関連疾患
28	ウエスト症候群	94	結節性硬化症	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
29	ウェルナー症候群	95	結節性多発動脈炎	161	神経細胞移動異常症
30	ウォルフラム症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
31	ウルリッヒ病	97	限局性皮質異形成	163	神経線維腫症
32	HTRA 1 関連脳小血管病	98	原発性肝外門脈閉塞症	164	神経有棘赤血球症
33	HTLV-1 関連脊髄症	99	原発性局所多汗症	165	進行性核上性麻痺
34	A T R - X 症候群	100	原発性硬化性胆管炎	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
35	A D H 分泌異常症	101	原発性高脂血症	167	進行性骨化性線維異形成症
36	エーラス・ダンロス症候群	102	原発性側索硬化症	168	進行性多巣性白質脳症
37	エプスタイン症候群	103	原発性胆汁性胆管炎	169	進行性白質脳症
38	エプスタイン病	104	原発性免疫不全症候群	170	進行性ミオクロームステんかん
39	エマヌエル症候群	105	顕微鏡の大腸炎	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
40	MECP 2 重複症候群	106	顕微鏡的多発血管炎	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
41	LMNB1 関連大脳白質脳症	107	高 I g D 症候群	173	睡眠時呼吸低活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
42	遠位型ミオパチー	108	好酸球性消化管疾患	174	スタージ・ウェーバー症候群
43	円錐角膜炎	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
44	黄色靨帯骨化症	110	好酸球性副鼻腔炎	176	スミス・マガニス症候群
45	黄斑ジストロフィー	111	抗糸球体基底膜腎炎	177	スモン
46	大田原症候群	112	後縦靨帯骨化症	178	脆弱X症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群	113	甲状腺ホルモン不応症	179	脆弱X症候群関連疾患
48	オスラー病	114	拘束型心筋症	180	成人発症スチル病
49	カーニー複合	115	高チロシン血症1型	181	成長ホルモン分泌亢進症
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	116	高チロシン血症2型	182	脊髄空洞症
51	潰瘍性大腸炎	117	高チロシン血症3型	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
52	下垂体前葉機能低下症	118	後天性赤芽球病	184	脊髄髄膜瘤
53	家族性地中海熱	119	広範脊柱管狭窄症	185	脊髄性筋萎縮症
54	家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体）	120	膠様滴状角膜炎ジストロフィー	186	セピアテリン還元酵素（SR）欠損症
55	家族性良性慢性天疱瘡	121	抗リン脂質抗体症候群	187	前眼部形成異常
56	カナハン病	122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	188	全身性エリテマトーデス
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	123	コケイン症候群	189	全身性強皮症
58	歌舞伎症候群	124	コステロ症候群	190	先天異常症候群
59	カラクトース-1-リン酸ウリシルトランスフェラーゼ欠損症	125	骨形成不全症	191	先天性横隔膜ヘルニア
60	カルニチン回路異常症	126	骨髄異形成症候群	192	先天性核上性球麻痺
61	加齢黄斑変性	127	骨髄線維症	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
62	肝型糖尿病	128	ゴナドトロピン分泌亢進症	194	先天性魚鱗癬
63	間質性膀胱炎（ハンナ型）	129	5p欠失症候群	195	先天性筋無力症候群
64	環状20番染色体症候群	130	コフィン・シリウス症候群	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
65	関節リウマチ	131	コフィン・ローリー症候群	197	先天性三尖弁狭窄症
66	完全大血管転位症	132	混合性結合組織病	198	先天性腎性尿崩症

③ 障害福祉サービス等

③ 障害福祉サービス等

199	先天性赤血球形成異常性貧血	259	22q11.2欠失症候群	319	ベスレムミオパチー
200	先天性僧帽弁狭窄症	260	乳児発症STING 関連血管炎 ※	320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
201	先天性大脳白質形成不全症	261	乳幼児肝巨大血管腫	321	ヘモクロマトーシス ○
202	先天性肺静脈狭窄症	262	尿素サイクル異常症	322	ペリー病
203	先天性風疹症候群 ○	263	ヌーナン症候群	323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
204	先天性副腎低形成症	264	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B関連腎症	324	ヘルオキシソーム病 (副腎白質シストロフィーを除く。)
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	265	ネフロン癆	325	片側巨脳症
206	先天性ミオパチー	266	脳クリアチン欠乏症候群	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
207	先天性無痛無汗症	267	脳髄黄色腫症	327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
208	先天性葉酸吸収不全	268	脳内鉄沈着神経変性症	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
209	前頭側頭葉変性症	269	脳表ヘモジデリン沈着症	329	ホモシチン尿症
210	綿毛機能不全症候群 (カルタグナー症候群を含む。)	270	膿疱性乾癬	330	ポルフィリン症
211	早期ミオクロニー脳症	271	嚢胞性線維症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
212	総動脈幹遺残症	272	パーキンソン病	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
213	総排泄腔遺残	273	バージャー病	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
214	総排泄腔外反症	274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	334	慢性血栓性肺高血圧症
215	ノトス症候群	275	肺動脈性肺高血圧症	335	慢性再発性多発性骨髄炎
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	276	肺動脈性肺高血圧症 (自己免疫性又は先天性)	336	慢性肺炎 ○
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	277	肺動脈性肺高血圧症	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
218	大脳皮質基底核変性症	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	338	ミオクロニー欠伸てんかん
219	大理石骨病	279	バッド・キアリ症候群	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
220	ダウン症候群 ○	280	ハンチントン病	340	ミトコンドリア病
221	高安静脈炎	281	汎発性特発性骨増殖症 ○	341	無虹彩症
222	多系統萎縮症	282	P C D H 19関連症候群	342	無脾症候群
223	タナトフォリック骨異形成症	283	P U R A 関連神経発達異常症 ※	343	無βリポタンパク血症
224	多発血管炎性肉芽腫症	284	非ケトーシス型高グリシン血症	344	メーブルシロップ尿症
225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	285	肥厚性皮膚骨膜炎	345	メチルグルタコン酸尿症
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	346	メチルマロン酸血症
227	多発性嚢胞腎	287	皮膚下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	347	メビウス症候群
228	多脾症候群	288	肥大型心筋症	348	免疫性血小板減少症 △
229	タンジール病	289	左肺動脈右肺動脈起始症	349	メンクス病
230	単心室症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	350	網膜色素変性症
231	弾性線維性仮性黄色腫	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	351	もやもや病
232	短腸症候群 ○	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎	352	モワット・ウイルソン症候群
233	胆道閉鎖症	293	非典型溶血性尿毒症症候群	353	薬剤性過敏症候群 ○
234	遅発性内リンパ水腫	294	非特異性多発性小腸潰瘍症	354	ヤング・シンプソン症候群
235	チャーシ症候群	295	皮膚筋炎/多発性筋炎	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	296	びまん性汎細気管支炎 ○	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
237	中毒性表皮壊死症	297	肥満低換気症候群 ○	357	4p欠失症候群
238	腸管神経節細胞減少症	298	表皮水疱症	358	ライソゾーム病
239	TRPV 4 異常症	299	ヒルシュスブルグ病 (全結腸型又は小腸型)	359	ラスマッセン脳炎
240	TSH分泌亢進症	300	VATER症候群	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
241	TNF受容体関連周期性症候群	301	ファイファー症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
242	低ホスファターゼ症	302	ファロー四徴症	362	リジン尿性蛋白不耐症
243	天疱瘡	303	ファンコニ貧血	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
244	特発性拡張型心筋症	304	封入体筋炎	364	両大血管右室起始症
245	特発性間質性肺炎	305	フェニルケトン尿症	365	リンパ管腫症/ゴーム病
246	特発性基底核石灰化症	306	フォンタン術後症候群 ○	366	リンパ脈管筋腫症
247	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	307	複合カルボキシルーゼ欠損症	367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
248	特発性後天性全身性無汗症	308	副甲状腺機能低下症	368	ルビンシュタイン・ティビ症候群
249	特発性大腿骨頭壊死症	309	副腎白質シストロフィー	369	レーベル遺伝性視神経症
250	特発性多中心性キャッスルマン病	310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
251	特発性門脈圧亢進症	311	ブラウ症候群	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
252	特発性両側性感音難聴	312	ブラダー・ウィリ症候群	372	レット症候群
253	突発性難聴 ○	313	プリオン病	373	レノックス・ガストー症候群
254	ドラベ症候群	314	プロピオン酸血症	374	ロウ症候群 ※
255	中條・西村症候群	315	PRL分泌亢進症 (高プロラクチン血症)	375	ロスムンド・トムソン症候群
256	那須・ハコラ病	316	閉塞性細気管支炎	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
257	軟骨無形成症	317	β-ケトチオラーゼ欠損症		
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	318	パーチェット病		

※上記は、2025年4月1日時点の対象疾病です。

4 障がい者の年金制度

障害基礎年金（国民年金制度）

【ご案内】 身 知 精

障害基礎年金は、国民年金加入中のとき、20歳前で年金未加入のとき、60歳以上65歳未満で日本に住所があるときに、病気やけがをしまして、その後、障がいが残ってしまった場合、その障がいの状態が、障がい認定日（初診日から原則1年6か月経過した日）に、法令に定められる障がいの状態に該当する場合に支給されます。

なお、保険料の納付要件を満たしている必要があります。

詳しくは、文章最後の【障害基礎年金の受給要件について】をご覧ください。

※初診日とは、障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日のことをいいます。実際の請求の際には、初診日の証明書類などが必要になります。

※障がい認定日に、法令に定められる障がいの状態に該当しなくても（障害基礎年金の請求が不支給となっても）、その後、障がいの状態が悪化した場合、65歳に達する日の前日までに、再度請求することができます。

※20歳前の年金制度に加入していない期間に、初診日がある場合は、納付要件は不要です。ただし、支給上で一定の所得制限があります（例えば、所得が原則3,761,000円以上の場合は、半額支給停止など）。

その際に、障がい認定日が20歳前のときは20歳到達時点、20歳以後のときは障がい認定日での障がいの状態で、障害基礎年金が受給できるか判断されます。

【年金額】

（令和8年度）
1級 1,059,125 円（月額 88,260 円）
2級 847,300 円（月額 70,608 円）

※障害基礎年金の1級、2級は、障害基礎年金専用の診断書等をもとに決定されます。

そのため、身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なる場合があります。

※障害基礎年金を受け取っている方に、生計を同一にしている子がいれば、加算がつく場合があります。「子」とは、「18歳到達年度末日までの子」または「20歳未満で、障害等級1級・2級に該当する障がいの状態にある子」のことをいいます。

【障害基礎年金請求に必要な書類例】

- ・診断書（窓口で相談後、必要な診断書と、診断書に記載する日付についてご案内します。）
- ・発病から現在までの「病歴・就労状況等申立書」（窓口でお渡しします。）
- ・請求者本人の通帳
- ・マイナンバーカードまたは住民票の写し（続柄、本籍、世帯全員の記載があるもの）
- ・受診状況等証明書（初診日の証明書で、窓口でご案内します。不要な場合もございます。）
- ・その他、必要に応じて、障害者手帳の写し、母子健康手帳の写し、戸籍の附票、課税・非課税証明書など

【相談について】

病院で医師の診療を初めて受けた日（初診日）に、厚生年金保険に加入している配偶者の扶養に入っていた場合（国民年金第3号被保険者の場合）は、「街角の年金相談センター町田」または「八王子年金事務所」で受付しています。

初診日に、厚生年金保険や共済年金に加入していた場合は、35ページの「障害厚生年金・障害手当金（厚生年金保険制度）」をご覧ください。

それ以外の場合は、保険年金課国民年金係で受付しています。

障がいの原因となった、病気やけがで初めて医師の診断を受けた日（初診日）を窓口でお尋ねしますので、初診日をご確認の上、おこしください。

相談に来られる際は本人確認書類（運転免許証、障害者手帳、マイナンバーカードなど）をお持ちください。

ご本人が窓口に来られない場合は、同世帯のご家族の方（窓口に来られる方の本人確認書類をお持ちください）からのご相談を受付けております。

【お問合せ先】

- 「保険年金課国民年金係」 ☎ 042-724-2127 FAX 050-3101-6078
- 「街角の年金相談センター町田」 〒194-0021 町田市中町1-2-4 日新町田ビル5階
（町田駅から徒歩7分）
（電話でのご相談は、八王子年金事務所
042-626-3511 へお願いします）。
- 「八王子年金事務所」 〒192-8506 八王子市南新町4-1
（八王子駅から徒歩15分）
☎ 042-626-3511 FAX 042-621-0549

【障害基礎年金の受給要件について】

- ① 国民年金加入中のとき、20歳前のとき、60歳以上65歳未満で日本に住所があるときに、障がいの原因となった病気などについて、初めて病院で医師の診療を受けていること
- ② 障がい認定日（病院で医師の診療を初めて受けた日（初診日）から、原則1年6か月を経過した日）に、政令で定める障がい状態にあること。（次ページの表を参照）
- ③ 次の保険料納付要件を満たしていること
初診日の前日において、
 - 1 初診日がある月の2か月前までに、国民年金（免除期間を含む）や厚生年金保険、共済年金の保険料を納めた期間が、被保険者期間の3分の2以上あること。または、
 - 2 令和18年3月までは、初診日の前々月までの1年間に未納がないこと。

※ 20歳前の、年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は納付要件は不要です。

国民年金法施行令による障害等級表

施行令別表等

(1) 国民年金法施行令別表

(障害等級)

第4条の6 法第30条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

別表（第4条の6関係）

障害の程度		障害の状態
1 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6	両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	1	次に掲げる視覚障害 イ 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ロ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障害を有するもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
	8	一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9	一上肢の全ての指を欠くもの
	10	一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13	一下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障害若しくは症状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

障害厚生年金・障害手当金（厚生年金保険制度）

【ご案内】 身 知 精

障害厚生年金は、障害厚生年金 1 級、2 級、3 級の 3 つの等級、そして一時金としての障害手当金があります。

厚生年金保険や共済年金加入中のときに、病気やけがをしまして、その後、障がいが残ってしまった場合、その障がい障がい認定日（初診日から原則 1 年 6 か月経過した日）に、法令に定められる障がいの状態に該当する場合に支給されます。

初診日とは、障がいの原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日のことをいいます。

なお、保険料の納付要件を満たしている必要があります。

【年金額】

（令和 8 年度）

障害厚生年金 1 級：障害基礎年金 1 級（1,059,125 円）＋障害厚生年金 1 級の額

障害厚生年金 2 級：障害基礎年金 2 級（847,300 円）＋障害厚生年金 2 級の額

障害厚生年金 3 級：635,500 円（最低保障額）

障害手当金（一時金）：1,271,000 円（最低保障額）

障害厚生年金 1 級、障害厚生年金 2 級、障害厚生年金 3 級、障害手当金の年金額は、その人それぞれの給料によって異なる厚生年金保険料（共済年金保険料）の納めた額によって決まりますので、人によって支給額が異なります。

また、配偶者がいる場合に加算が付く場合があります。そのため、支給額については、相談時にご確認ください。

【相談について】

- 厚生年金加入中に初診日がある場合

「街角の年金相談センター町田」または「八王子年金事務所」（042-626-3511）で受付しています。

電話での相談は、ねんきんダイヤル（0570-05-1165 または 03-6700-1165）で受付しています。年金手帳に記載の基礎年金番号をお伝えください。

- 共済年金加入中に初診日がある場合

加入されていた共済組合にご相談ください。

障がいの原因となった、病気やけがで初めて医師の診断を受けた日（初診日）をお尋ねしますので、ご相談の際に初診日を教えてください。

相談に来られる際は本人確認書類（運転免許証、障害者手帳、マイナンバーカードなど）をお持ちください。

ご本人が窓口に来られない場合は、代理人の方（窓口に来られる方の本人確認書類と委任状をお持ちください）からのご相談を受付けております。

その他、ご本人、代理人の方が窓口に来られない場合は、ご相談ください。

【お問合せ先】

「街角の年金相談センター町田」

〒194-0021 町田市中町 1-2-4 日新町田ビル 5 階（町田駅から徒歩 7 分）

電話での相談は、八王子年金事務所（042-626-3511）へお願いします。

月曜日から金曜日 8：30～17：15 ただし週の初日は 19：00 まで（祝日・年末年始はお休み） 第 2 土曜日 9：30～16：00

「八王子年金事務所」 〒192-8506 八王子市南新町 4-1（八王子駅から徒歩 15 分）
☎ 042-626-3511 FAX 042-621-0549
月曜日から金曜日 8：30～17：15 ただし週の初日は 19：00 まで（祝日・年末年始はお休み） 第 2 土曜日 9：30～16：00

「ねんきんダイヤル」 ☎ 0570-05-1165 ※IP 電話・PHS からは 03-6700-1165
時間：月曜日から金曜日 午前 8 時 30 から午後 5 時 15 分まで
週の初めは、午前 8 時 30 から午後 7 時まで
第 2 土曜日（祝日を含む） 午前 9 時 30 分から午後 4 時まで
※祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日の期間についてはお休みです。

特別障害給付金

現在、日本国内に在住する 20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。

しかしながら、①平成 3 年 3 月以前に国民年金に任意加入対象者であった学生（夜間部、定時制、通信制などを除きます）や、②昭和 61 年 3 月以前に国民年金の任意加入対象者であった、厚生年金保険などに加入されていた人の配偶者の方は、国民年金に任意加入であったために、公的年金制度に加入していない場合があります。

そのため、①、②の方で、国民年金に任意加入していなかった期間に、病気やけがをして初めて医師の診療を受けたこと（初診日）があり、現在障害基礎年金の 1 級、2 級相当の障がいの状態に該当する場合には、特別障害給付金が支給されます。

ただし、65 歳の誕生日の前日までに障がいの状態に該当された人に限ります。申請についても、65 歳の誕生日の前日までに請求する必要があります。

※障害基礎年金や障害厚生年金などを受給することができる方は、対象になりません。

【支給額】（令和 8 年度）
1 級 月額 58,650 円
2 級 月額 46,920 円

【お問合せ先】 保険年金課国民年金係
☎ 042-724-2127 FAX 050-3101-6078

東京都心身障害者扶養共済制度（東京都）

【ご案内】 身 知 精

障がい者を扶養する保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、残された障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障がい者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

【加入資格】 ……次のすべての要件を満たしている方

- ① 障がい者を扶養する保護者であること。
- ② 都内に住所があること。
- ③ 特別な疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。
- ④ 加入手続きを行う年度の初日（4 月 1 日）の年齢が 65 歳未満であること。

※この制度に加入できる方は障がい者一人に対して、一人の保護者のみです。

※最終的加入可否決定は、生命保険会社の告知書（健康状態）の審査後になります。

※加入承認まで 2 か月程度の期間を要します。

【対象障がい】…次のいずれかに該当する障がいがある人

- ① 知的障がい者
- ② 身体障がい者（1級～3級）
- ③ 精神又は身体に永続的な障がいがあり、その程度が①又は②と同程度の方（統合失調症、脳性まひ、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）

【掛金】……加入者の年齢によって変わります。

加入者 加入時 年齢	35歳 未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上 45歳未満	45歳以上 50歳未満	50歳以上 55歳未満	55歳以上 60歳未満	60歳以上 65歳未満
月額 (一口)	9,300 円	11,400 円	14,300 円	17,300 円	18,800 円	20,700 円	23,300 円

※掛金は、改定されることがあります。その場合は、改定後の金額が適用されます。

納付期間は、①加入期間が20年以上になったとき、②加入者の年度初日の年齢が65歳となったときの両要件を満たしたときまでです。

※掛金の減額、税制上の優遇措置があります。

【脱退】……次の場合は、脱退取り扱いになり納付済みの掛金はお返ししません。

- ① 掛金を2か月滞納したとき
- ② 加入者が死亡又は重度障がいとなったとき⇒下記の「年金の支給」へ
- ③ 障がい者が加入者より先に死亡した場合⇒下記の「A. 弔慰金」へ
- ④ 加入者が脱退の申し出をしたとき⇒下記の「B. 脱退一時金」へ
- ⑤ 加入者が東京都の区域外に転出し、転出先の自治体で扶養共済制度に加入したとき（東京都での加入期間は通算されます）

【弔慰金等の支払い】

A. 弔慰金		B. 脱退一時金	
障がい者が加入者より先に亡くなったときは、加入期間に応じて弔慰金を支給します。		加入者の申し出により脱退をしたときは、加入期間に応じて脱退一時金を支給します。	
加入期間	支給額(1口)	加入期間	支給額(1口)
1年以上5年未満	50,000円	5年以上10年未満	75,000円
5年以上20年未満	125,000円	10年以上20年未満	125,000円
20年以上	250,000円	20年以上	250,000円

【年金の支給】……加入一口当たり月額20,000円（加入者が死亡又は重度障がいとなった月から）。障がい者に対して終身支給します。

(注) 加入者の死亡(重度障がい)の理由によっては、年金が支給されない場合があります。

【年金管理者】……障がい者がご自身で年金を管理することが困難な場合は、障がい者に代わって年金を受領、管理する「年金管理者」を指定できます。

※詳細は、障がい福祉課にご確認ください。

【お問合せ先】 障がい福祉課 福祉係

☎ 042-724-2148 FAX 050-3101-1653

5 障がい者の手当制度

手当制度一覧表

制度	手当名	障がいの要件		手当額	担当	
		年齢	障がいの程度			その他
国	A 障害児福祉手当	20歳未満の方	1 身体障害者手帳おおむね1～2級の方（一部） 2 愛の手帳おおむね1～2度の方（一部） 3 常時介護を必要とする状態にある障がいまたは精神障がいのある方 ※手帳の等級に関わらず、所定の診断書で審査します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設に入所していない方 ○ 障がいを理由とする年金を受けていない方 ○ 障がい児本人・配偶者及び扶養義務者の所得が限度額未満の方 	月額 16,560円	障がい福祉課 福祉係 TEL 042-724-2148 FAX 050-3101-1653
	B 特別障害者手当	20歳以上の方	1 身体障害者手帳おおむね1～2級の方（一部） 2 愛の手帳おおむね1～2度の方（一部） 3 常時特別な介護を必要とする状態にある障がいまたは精神障がいのある方 ※手帳の等級に関わらず、所定の診断書で審査します。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設に入所していない方 ○ 3ヶ月を超えて継続して入院していない方 ○ 障がい者本人・配偶者及び扶養義務者の所得が限度額未満の方 	月額 30,450円	
	C 特別児童扶養手当	20歳未満の方	次のいずれかの障がいに該当する児童を監護する父母又は養育している方 1 身体障害者手帳おおむね1～3級の方（下肢障がいについては4級の一部を含む） 2 愛の手帳おおむね1～4度の方 3 日常生活に著しい制限を受ける程度の疾病または精神障がいの方 4 重複障がいの方（個々の障がいの程度が上記より軽度場合でも該当となることがあります。） ※手帳の等級に関わらず、所定の診断書で審査します。（手帳にかえられる場合があります。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象児童が施設に入所していない方 ○ 対象児童が障がいを理由とする年金を受けていない方 ○ 請求者（保護者）・配偶者及び扶養義務者の所得が限度額未満の方 	1級 月額 58,450円 2級 月額 38,930円	
	D 児童扶養手当	全年齢	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（児童が一定の障がいのときは20歳未満）を扶養している身体障害者手帳おおむね1～2級程度の方（精神障がいの方も対象となる場合があります。）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者及び対象児童が施設に入所していない方 ○ 請求者（保護者）・配偶者及び扶養義務者の所得が限度額未満の方 	扶養人数、所得額により金額が異なる	
都	E 心身障害者福祉手当	20歳以上の方	1 身体障害者手帳 1～2級の方 2 愛の手帳 1～3度の方 3 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設に入所していない方 ○ 本人の所得が限度額未満の方 ○ 65歳未満の方（新規） 	月額 15,500円	障がい福祉課 福祉係 TEL 042-724-2148 FAX 050-3101-1653
	F 重度心身障害者手当	65歳未満の方	1 重度の知的障がい、常時著しい精神症状を有する方 2 重度の知的障がいと重度の身体障がいを有する方 3 重度の肢体不自由で両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ座っていることが困難な方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設に入所していない方 ○ 国立療養所（一般病床以外）国立療養所に入院していない方 ○ 3ヶ月を超えて継続して入院していない方 ○ 20歳未満→ 当該重度心身障害者の配偶者又は扶養義務者で主として当該重度心身障害者の生計を維持する者の所得 20歳以上→ 当該重度心身障害者本人所得 それぞれが限度額未満の方	月額 60,000円	
度	G 児童育成手当(障がい手当)	20歳未満の方	次のいずれかの障がいに該当する児童を扶養している方 1 身体障害者手帳 おおむね1～2級の方 2 愛の手帳 おおむね1～3度の方 3 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の方	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者及び対象児童が施設に入所していない方 ○ 保護者の所得額が限度額未満の方 	月額 15,500円	子ども総務課手当・医療費助成係 TEL 042-724-2143 FAX 050-3101-8377
	H 児童育成手当(育成手当)	全年齢	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を扶養している身体障害者手帳1～2級程度の方（精神障がいの方も対象となる場合があります）		月額 13,500円	